

大口町告示第41号

大口町木造住宅除却費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅除却費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅除却費補助金交付要綱（平成31年大口町告示第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ただし書きを削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大口町木造住宅除却費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象住宅)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第2号アに規定する木造住宅耐震診断において判定値が1.0未満又は第2条第2号イに規定する木造住宅耐震診断において得点が80点以下と診断された旧基準木造住宅(特定空家等及び不良住宅を除く。)</p> <p>(3) 略</p>	<p>(補助対象住宅)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第2条第2号アに規定する木造住宅耐震診断において判定値が1.0未満又は第2条第2号イに規定する木造住宅耐震診断において得点が80点以下と診断された旧基準木造住宅(特定空家等及び不良住宅を除く。)<u>。ただし、補助金の交付申請をしようとする年度の前年度末までに木造住宅耐震診断を実施していること。</u></p> <p>(3) 略</p>